

○淀川左岸水防事務組合議会議員表彰実施細目

制 定 昭 58 年 12 月 16 日

(通 則)

この実施細目は、淀川左岸水防事務組合議会議員表彰要綱の施行に伴い、かつ、同要綱を実施するため必要な事項を定める。

(表彰事由)

- 1 被表彰議員が、議員として好ましくない行為があったときは、表彰を行わないことがある。
- 2 在職年数の計算は、次による。
  - (1)在職年数は、議員であった期間の全てを通算する。
  - (2)淀川左岸水害予防組合議会議員であった期間については、当組合議員期間と見做し、在職年数に通算する。
  - (3)前各号の在職年数の合算が 25 年以上とする。

(表彰の方法)

- 1 表彰は、議場で行う。
- 2 表彰文は、議長が起草し、議席に配布しこれを朗読する。
- 3 被表彰議員は、登壇して謝辞を述べる。
- 4 要綱第 4 項第 3 号については、議会の運営に多大な貢献をした被表彰議員に対し、顕彰行事を行うことができる。  
なお、これらに要する費用は表彰時期に在職する議員（被表彰議員を除く）が均等に負担する。

(表彰の時期)

- 1 表彰の時期は、議長、副議長及び常任委員会委員長、同副委員長（以下「四役」という。）が協議のうえ定める。
- 2 被表彰議員が表彰前に退職又は死亡したときは、在職又は生前の日付けにさかのぼってこれを表彰することができる。
- 3 前項に規定する表彰の時期及び方法等については、そのつど四役が協議のうえ定める。

(そ の 他)

本実施細目の各項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの項目に定めない事項については、四役が協議のうえ定めるものとする。